

個人情報保護法改正の ポイントと対応

2022年2月18日

牧野総合法律事務所弁護士法人



社会データ構造化センター
Center for Social Data Structuring

本資料を引用する際は、次のようにお願いします：
社会データ構造化センター・牧野総合法律事務所（2021）「個人情報保護法改正のポイントと対応」
データサイエンス共同利用基盤施設。（必要に応じて、URL,参照日）

本日の議論の概要

- 1 個人情報保護法改正の目的、概要
- 2 米国をはじめとする世界動向
- 3 個人情報保護法改正の概要確認
 - (1) 令和2年改正の概要（仮名加工情報、個人関連情報など）
 - (2) 令和3年改正の概要（3法1本化、学術研究団体規定など）
 - (3) 令和3年改正（51条改正 地方公共団体の調整）
- 4 学術研究機関等のおかれている立場 § 5 9
- 5 学術研究機関に求められているもの
 - 改正法対応 4月1日まで
 - 個人情報保護指針の改定
 - 共同研究等に係るルール（契約、契約管理などのルールの明確化）
 - 体制整備、手順整備等

1 個人情報保護法改正の目的、概要

- 個人情報保護法改正の目的

個人情報保護法の見直し、世界との調整（権利強化） R2

GDPR対応、3法統一、学術研究機関規定の個別緩和 R3/50

地方公共団体の条例との調整、基本法の確認、統一ルール R3/51

- 概要

R2 権利強化 漏えい報告義務化、利用停止権拡大、開示請求拡大、保有個人情報の明示など

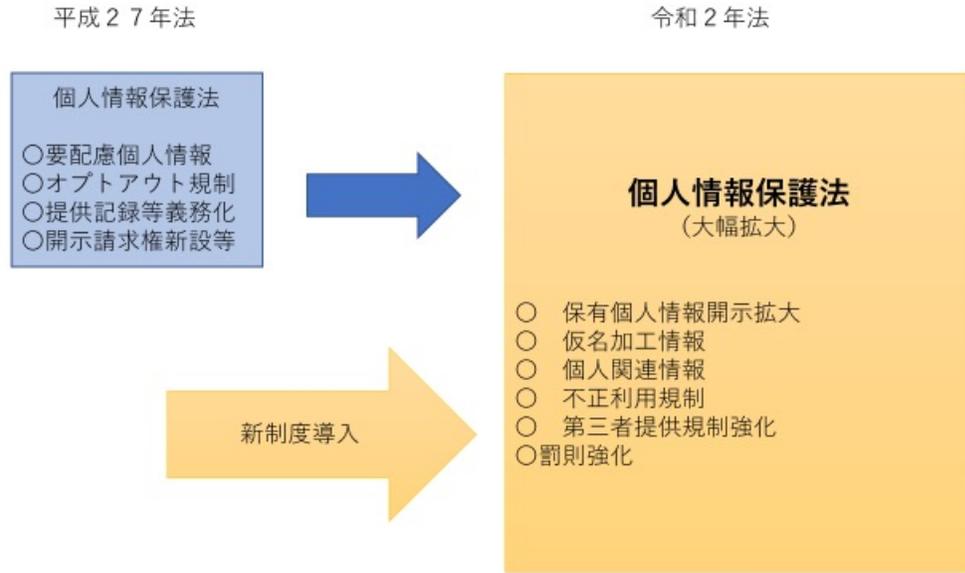
個人情報保護法自体の見直し規定による改定部分

R3/50 3法統一、概念整理、学術研究機関への適用、個別緩和

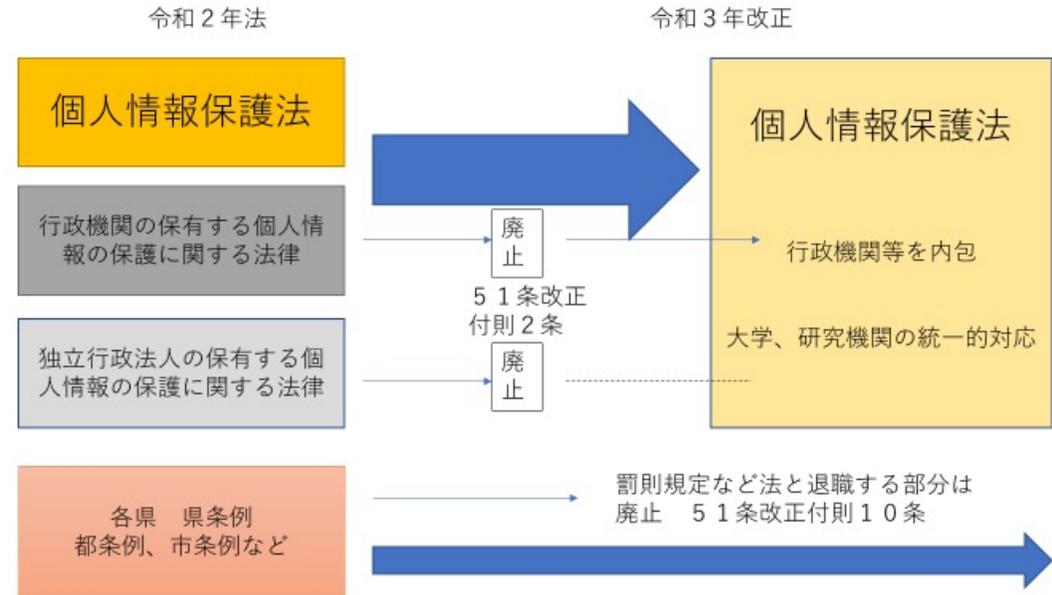
R3/51 地方公共団体条例制定権と基本法の関係、統一ルール

デジタル社会基本法の実施のための「整備法」50条、51条による改定部分

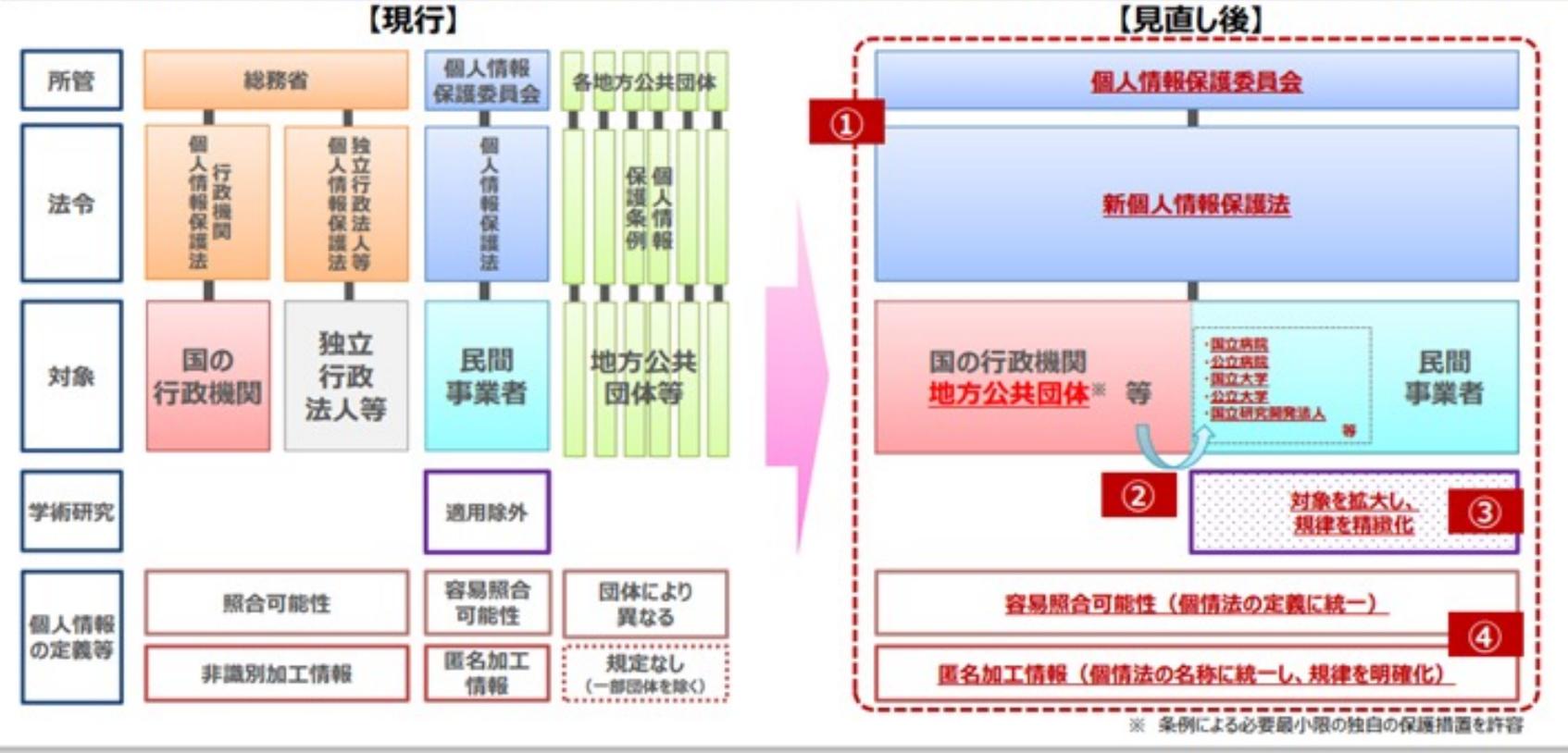
令和2年改正の概要



令和3年改正（50条改正、51条改正）の概要



- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



3-1 個人情報保護法改正の概要確認

(1) 令和2年改正 個人情報保護法の見直し

①本人の権利強化

- ・ 保有個人データの拡大及び開示方法の拡大
- ・ 第三者提供記録の開示
- ・ 利用停止・消去等請求権の対象拡大
- ・ オプトアウト規制強化

②事業者の責務

- ・ 漏えい等の報告・通知義務化
- ・ 不適正利用の禁止

③データの利活用

- ・ 仮名加工情報（匿名加工情報との違い）
- ・ 個人関連情報（どのようなケースが当てはまるのか）

④ペナルティ強化

⑤域外適用・越境移転

※認定個人情報保護団体の改正については触れない予定

3-2 個人情報保護法改正の概要確認

(2) 令和3年50条改正 3法統一、学術研究機関の取り込みと緩和

① GDPRは個人情報保護法対応（民間）のみの十分性認定とのこと

→ 行政・独法は不明確 → GDPR十分性の枠内に押しこむ

→ 学術研究機関の適用除外を外す → 十分性認定に入れる

② **学術研究機関概念**の導入

→ 国・公立、私立の大学、研究機関の区別・別法適用をなくす

→ 研究目的による規制緩和

→ 企業に属する研究者の評価＝主たる研究目的の設定

・官民の学術研究機関の連携強化・規制緩和

・ただし、国立等行政機関等個人情報の制度によるものは残すため一部（開示請求対応、安全管理措置など）で、異なる対応あり

3-2 学術研究機関とは

「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう」 §16

① 独立行政法人大学等

国立大学や国立病院など、学術研究機関の多くは、別表2に記載され、前述の通り2条11項3号によって「行政機関等」に入れないこととされました。

② 地方独立法人大学等

地方公共団体に関連する地方独立行政法人というものがあり、地方独立行政法人法によって、必要な業務の執行を行うものとして設立されています。地方の医療を行う地方独立行政法人（61法人）、学術研究を行う87法人などになります。

③ 地方公共団体立大学等

地方公共団体自身が運営する病院（約800か所）、地方公共団体自らが設置した大学などの学術研究を行うもの（10大学）について

ては、経営主体は行政機関であるものの、その実態は民間の医療機関や大学と変わらないことから、これらも個人情報取扱事業者

（なお、国が行政上の目的をもって運営している医療機関（自衛隊病院など）、研究機関（感染症研究所など）については医療機関や学術研究機関ですが、政府直轄の機関という意味で、行政上の要請などもあり、純然たる行政機関等としての取り扱いになります。）

⑤ 私立大学、私立病院等

⑥ 企業立研究所/研究組織・機関

「なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が**学術研究を主たる目的とするものである場合**には、「学術研究機関等」に該当する。一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する」（ガイドライン2-18）

⑦ 各種学会

⑧ 上記①～⑦に所属する研究者

参考

別表 2

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機 構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一 号）
独立行政法人地域医療機 能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七 十一号）
放送大学学園	放送大学学園法

3-2 学術研究目的とは

ガイドラインによる定義、判断

- 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない

(ガイドライン通則編 2-19)

3-2 注意すべき変更点（緩和対応）

原則として個人情報保護法の適用を前提としつつ、学問研究の自由や研究活動の活性化などを目的として、個別緩和を図った。

（１） 利用目的による制限の緩和 18条5、6項

研究等の利用方法が、当初開示された利用目的の範囲を超えた場合でも、研究の用に供する場合は利用可能となりました。

（２） 要配慮個人情報の取得制限の緩和 20条5、6項

要配慮個人情報を収集する場合は、本来本人の同意が必要なのですが、研究目的である場合には同意なく取得できることになりました。

（３） 個人データの第三者提供制限の緩和 27条5、6、7項

個人データを第三者提供をする場合には本人の同意が必要なのですが、研究目的で取り扱い場合、研究の公表、教授のためやむを得ない時などには、同意なく第三者提供ができることになりました。

3-3 個人情報保護法改正の概要確認

(3)令和3年51条改正 地方公共団体の条例との調整実施

- 個人情報保護法を基本法とすること、条例は補充とすること
- 地方公共団体、地方行政独立法人の個人情報保護法への組み込み
- 50条改正（令和4年4月1日施行部分）では、地方公共団体が運営する大学、医療機関に関する規定、および地方独立行政法人に係る規定がない（51条改正58条1項2号、および2項）。
- したがって、研究機関の中でも、1年間は条例のままの対応が必要な部分もある。

4 学術研究機関等のおかれている立場

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

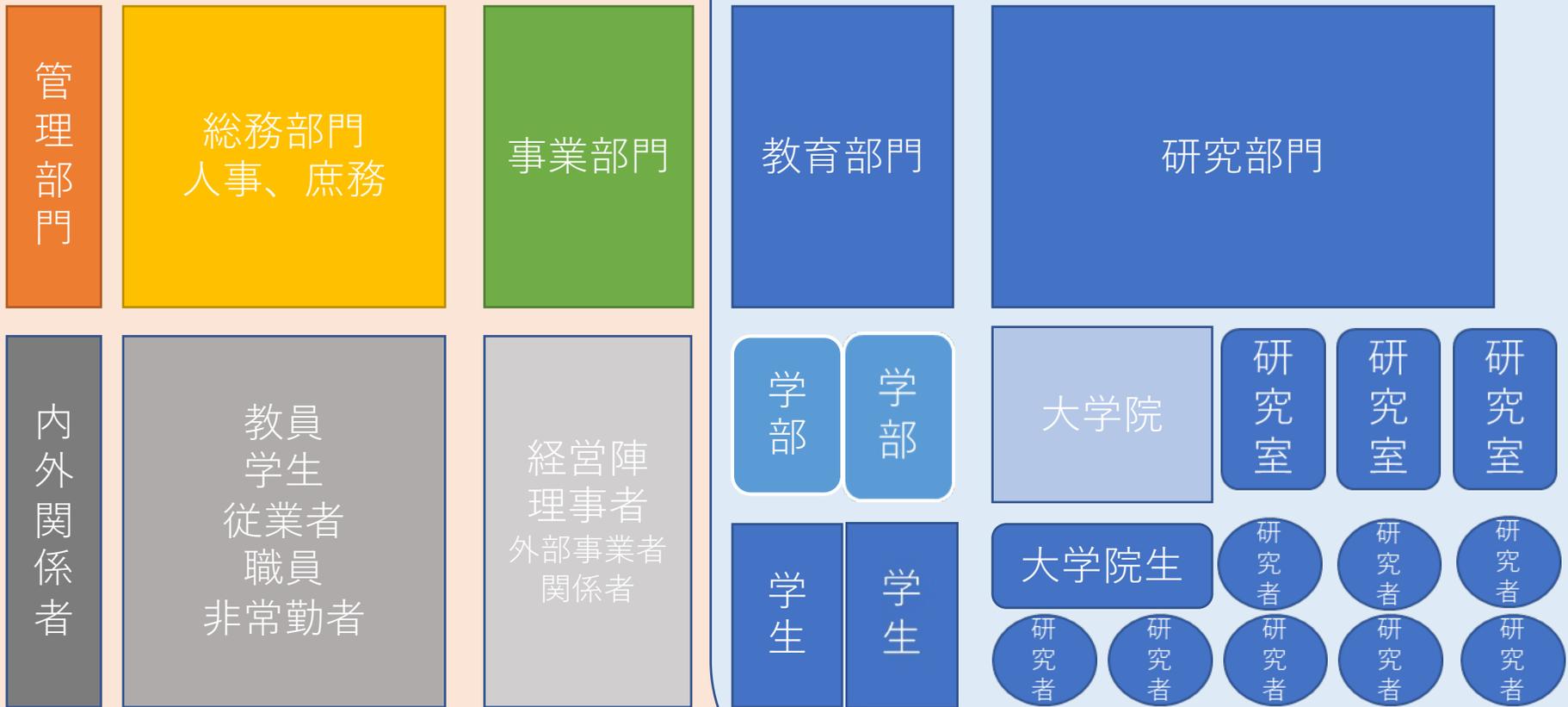
- ① まず、学術研究機関が個人情報保護法の適用除外であった例外規定（27年法76条1項3号）を削除
- ② その結果、この法律を遵守し、個人情報保護委員会の監督下に入ることになる（146条）
下線部注意
個人情報保護委員会の権限制限規定149条2項の対象は57条1項の団体（宗教団体、報道機関等）のみ。
大学等研究機関は149条1項の「学問の自由を妨げてはならない」とのみ注意されているだけ。
- ③ かなりの緩和が行われていることもあり、適切な対応を行うことが求められる。必要な措置としては安全管理措置、各種監督義務、苦情窓口の設置、各種請求対応など。
- ④ 必要な措置の内容を、公表するように努めなければならない（知りうる状態に置くのではない）
公表を求める対象は「必要な措置」であって、すべての情報を公開するという意味ではない。

個人情報保護法の適用（但し研究目的の場合の例外あり）

例外規定の適用がない分野

§ 18、§ 20、§ 27等の例外適用あり
§ 59による責務（努力義務）有

大学総長・学長、企業附属経営陣



5 学術研究機関に求められているもの

- 個人情報保護指針の確立

- 個人情報保護法の遵守の宣言（法的義務ではないが、通常公表する 内閣閣議決定）

- 必要な措置をとることの宣言（安全管理措置、各種請求権行使、苦情処理、適正利用に向けた学内・組織内対応施策など）

- 具体的には、研究活動、共同研究等における目的の明示、変更管理、知りうる状態の確保、問い合わせ対応など

- 個人情報体制の確立、内部規範・ルールの確立、手順の整備

- 所定の義務（適正取得、正確性確保、従業者監督、委託先監督、第三者提供管理（法的義務ではないが適正管理上必須）などの義務に沿った体制整備

- 適正な判断方法、機関、基準（研究目的、共同研究における主たる目的の定め方など）の確立を目指すこと

5 個人情報取扱事業者の義務を負うとは

1	利用目的の特定	§ 17	
2	不適正利用の禁止	§ 19	
3	適正な取得	§ 20 i	
	要配慮個人情報の同意不要の例外あり		
4	利用目的の通知等	§ 21	
5	正確性の確保	§ 22	
6	安全管理措置	§ 23	
7	従業者監督	§ 24	
8	委託先監督	§ 25	
9	漏えい等報告	§ 26	
10	第三者提供制限	§ 27 i ⑤発表・教授の場合	
	⑥共同研究の場合	⑦事業者から研究機関が取得の場合	
	研究目的、やむを得ない場合、権利侵害恐れがない場合には、提供制限一部緩和		
11	外国第三者提供制限	§ 28	
	研究目的、やむを得ない場合、権利侵害恐れがない場合には、提供制限一部緩和		
12	第三者提供記録の作成	§ 29	上記⑩の例外に該当する場合には記録義務もない
13	第三者提供を受ける側の確認義務	§ 30	上記⑩の例外に該当する場合を除く
14	個人関連情報の第三者提供制限	§ 31	上記⑩の例外に該当する場合を除く
15	保有個人データの公表等	§ 32	
16	開示義務	§ 33	国立大学等独立行政法人はこれとは異なる開示義務
17	訂正等	§ 34	同上
18	利用停止等	§ 35～39	同上
19	苦情処理	§ 40	
20	第3節 仮名加工情報取扱事業者の義務	§ 41 vi 項で、27条1項各号の場合であっても例外とせず、適用しており、第三者提供はできないこととした	
21	第4節 匿名加工情報取扱事業者の義務	特段の例外はない	

例えば

第三者提供の規定

個人情報の第三者への開示・提供の制限

・当社では、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

○ご本人の同意がある場合

○人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要するなど、ご本人の同意を得ることが困難である場合

○国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

○事業の承継に伴って個人情報を提供する場合

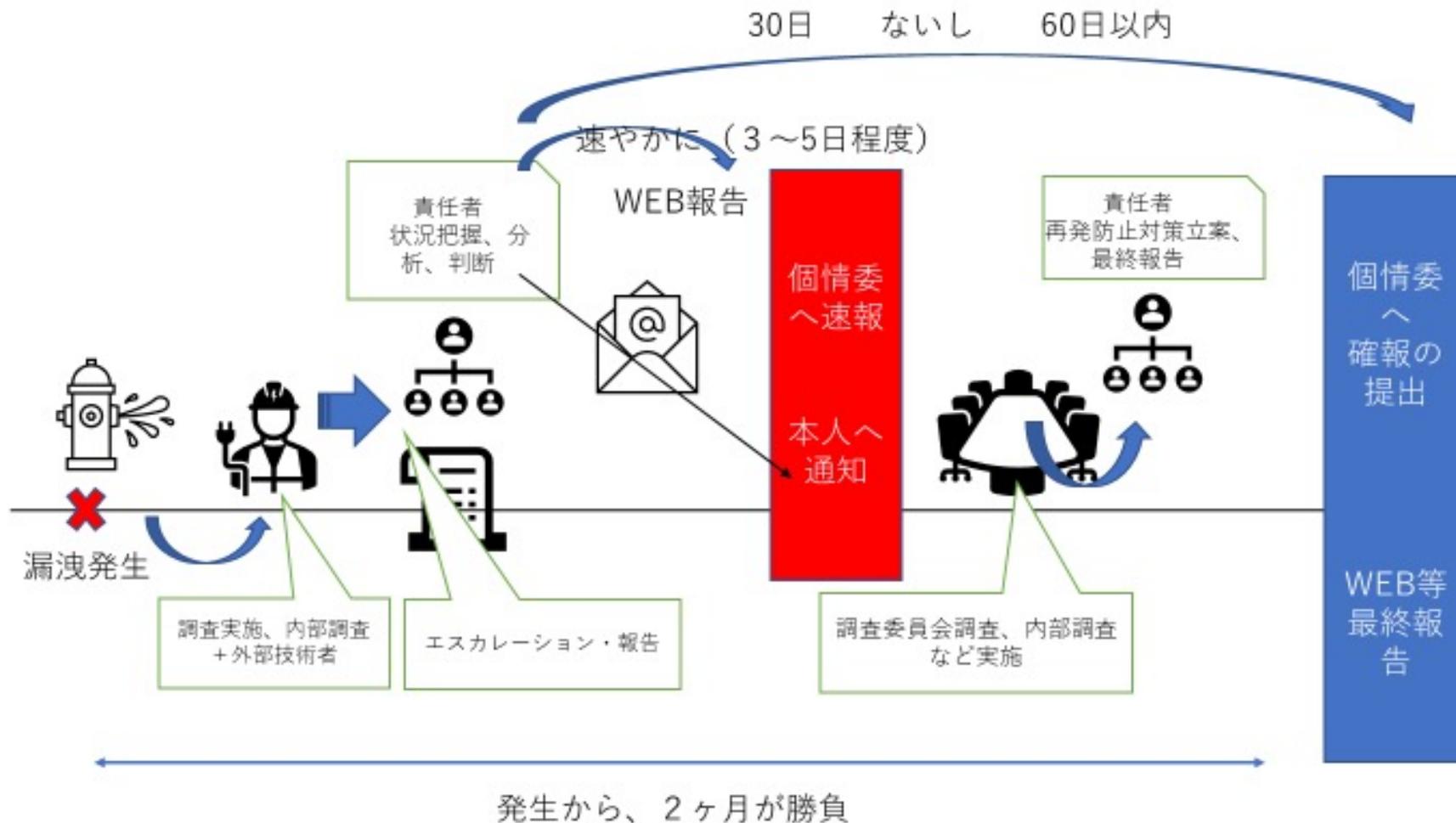
○利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に開示または提供する場合※この場合は、個人情報の取扱いに関する契約の締結等により、当該業務委託先において個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要かつ適切な監督を行います。

- 本学は、法令に基づく場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、利用目的以外の利用や第三者への提供をしません。
- 本学は、法令の定めるところにより、第三者提供を行うものとします。
- 本学は、原則として本人の同意を得ることなく第三者への提供はしません。ただし、法令の定める場合に提供することがあります。
- 本学は、法令等に基づき第三者に対する開示または提供が許されている場合には、開示または提供することがあります。

例えば

体制整備

通報体制のイメージ



法改正と学術研究団体規制の整理

- 私学 → 例外措置がなくなり、一般事業者同様の規制に
→ ただし規制緩和 + 共同研究が容易に
- 国立 → 独法から個人情報保護法へ（開示請求関係除外）
→ 個人情報取扱事業者としての義務（規制強化？）
個人情報保護規定、体制の変更必要
→ 規制緩和 + 共同研究が容易に
- 公立大学 → 条例から個人情報保護法へ（開示請求関係除外）
→ ただし加重規制は可能
→ 個人情報取扱事業者としての義務（規制強化？）
個人情報保護規定、体制の変更必要
→ 規制緩和 + 共同研究が容易に

すべての学術研究機関に対する適正研究のための自主規範制定が必要に § 59

参考資料

各概念の相関関係

保有個人データ

個人情報（特定の個人が識別できる情報）

個人関連情報 = 単体では識別できない、ある人の情報一切（匿名情報）

統計情報などの個人情報でない各種の情報

統計情報等は個人情報でないので、第三者提供は自由

仮名加工情報（個人情報を加工して、仮名化したもの = 照合識別可能情報）

識別情報を保有している場合 = 容易に照合できるので個人情報である → 利用目的、削除請求適用、漏洩は不適用 § 35の2 IX

識別情報を消去した場合 = 容易に照合できないので、個人情報ではない → § 35の3 i、しかし各種注意義務あり

第三者提供禁止

匿名加工情報（個人情報を加工したもの = 識別不能情報）

漏洩しても報告、通知は不要

第三者提供を行う場合には

提供元事業者が、情報収集の際に、情報提供を行う個人から、あらかじめ同意を得ておくこと（本来、結合を予定する提供先がとるべき同意を、提供元が代行して取得）

提供先第三者が、結合することにつき、あらかじめ本人の同意を取ること

安全な内部活用が可能に